

学位論文題名

リベラリズムと表現の自由

—アメリカ政治哲学の一断面

学位論文内容の要旨

1. 本稿の目的は、表現の自由に与えられる保障の構造を明らかにし、その構造をリベラリズムの政治哲学に基礎づけることである。実践的課題は、その問いかけを切実なものとしている現実の状況のもとではじめて意味を持ち、実践的課題に答えるべく提出された原理は、現実の状況のもとで理に適ったものでなければならない。本稿では、表現の自由をめぐる実践的課題に意味を与え、表現の自由の原理が満たすべき合理性を規定する現実の状況を「表現の自由の状況」と呼ぶ。表現の自由の状況は、①社会の多元性と②処罰の可能性の二つの条件によって特徴づけられる。さらに、これに③資源の緩やかな稀少性という一般的な条件が加わる。[第一章第一節]

表現の自由の原理を表現の自由の状況との関係で定義すれば、それは、多様な善の構想を持ち、それに基づき異なる信仰や意見を表明し、その実践を試みる人々からなる多元的な社会——しかも緩やかな稀少性の条件に服する社会——において、国家権力の行使のあり方を規定する一つの規範的な原理ということになる。過去80年のアメリカ合衆国最高裁判例が示すように、表現の自由の原理は、基本原理、救済の原理、配分の原理という三つの原理から構成される混合体である。表現の自由の基本原理想は中立性原理である。アメリカ合衆国最高裁は中立性の要請を二通りに解釈してきた。(1)中立性の第一の要請は、規制の目的や手段を問わず、政治的言論の領域に対する政府の干渉を一切排除する、不介入の中立性である。(2)中立性の第二の要請は、一般的な要請として、言論のメッセージや内容を理由に政府がその言論を規制することを禁止する、目的の中立性である。[第一章第二節]

人々の多様な善の構想、宗教、道徳観あるいは趣味に直面し、そのなかで共に生きのためにわれわれがとりうる態度は、相互の無関心や無抵抗主義ではない。アメリカ合衆国最高裁によれば、われわれが訴えるべき救済は「より多くの言論」である。より

学位論文題名

リベリズムと表現の自由

—アメリカ政治哲学の一断面

学位論文内容の要旨

1. 本稿の目的は、表現の自由に与えられる保障の構造を明らかにし、その構造をリベリズムの政治哲学に基礎づけることである。実践的課題は、その問いかけを切実なものとしている現実の状況のもとではじめて意味を持ち、実践的課題に答えるべく提出された原理は、現実の状況のもとで理に適ったものでなければならない。本稿では、表現の自由をめぐる実践的課題に意味を与え、表現の自由の原理が満たすべき合理性を規定する現実の状況を「表現の自由の状況」と呼ぶ。表現の自由の状況は、①社会の多元性と②処罰の可能性の二つの条件によって特徴づけられる。さらに、これに③資源の緩やかな稀少性という一般的な条件が加わる。[第一章第一節]

表現の自由の原理を表現の自由の状況との関係で定義すれば、それは、多様な善の構想を持ち、それに基づき異なる信仰や意見を表明し、その実践を試みる人々からなる多元的な社会——しかも緩やかな稀少性の条件に服する社会——において、国家権力の行使のあり方を規定する一つの規範的な原理ということになる。過去80年のアメリカ合衆国最高裁判例が示すように、表現の自由の原理は、基本原理、救済の原理、配分の原理という三つの原理から構成される混合体である。表現の自由の基本原理は中立性原理である。アメリカ合衆国最高裁は中立性の要請を二通りに解釈してきた。(1)中立性の第一の要請は、規制の目的や手段を問わず、政治的言論の領域に対する政府の干渉を一切排除する、不介入の中立性である。(2)中立性の第二の要請は、一般的な要請として、言論のメッセージや内容を理由に政府がその言論を規制することを禁止する、目的の中立性である。[第一章第二節]

人々の多様な善の構想、宗教、道徳観あるいは趣味に直面し、そのなかで共に生きのためにわれわれがとりうる態度は、相互の無関心や無抵抗主義ではない。アメリカ合衆国最高裁によれば、われわれが訴えるべき救済は「より多くの言論」である。より

多くの言論の原理は、われわれの社会を支配する資源の緩やかな稀少性の条件によって制約される。表現活動を自由に行なうためには、一定の時間・空間と表現メディアが排他的に確保されていなければならない。時間・空間や表現メディアを含めた財や資源の配分状態を、表現の自由の優越的地位の観点から調整、是正する原理が配分の原理である。しかし、配分の原理は、より多くの言論の原理を実際に機能させるために必要な原理であるにもかかわらず、中立性原理に違反するという理由で限定的にしか認められていない。表現の自由が抱えている現代的課題は、中立性原理、救済の原理、配分の原理という三つの原理を統合する政治理論を探究することであり、この三つの原理の相克を解消することである。〔第一章第三節〕

2. 中立性原理の一つの典型的な正当化はジョン・ロックの寛容論に見いだすことができる。ロックによれば、信仰が「心の内的な確信」に基礎づけられないかぎり、それは魂の救済を与える信仰とはならない。国家が刑罰の威嚇によって信仰を強制したとしても、心の内的な確信を変えることはできないから、国家による信仰の強制は不合理である。しかし、この議論は十分ではない。(1)国家は、社会的環境を意図的に操作することによって、心の内的な確信に影響を与えることができる。(2)応報刑罰観に立てば、ロックの議論はその説得力を減殺される。(3)ロックの議論は権利基底的な議論ではない。〔第二章第一節〕

J.S.ミルの自由論は、現代において「倫理的リベラリズム」と呼ばれる有力な後継者を得ている。ミルは自由の価値を「個性」の観念に基礎づける。個性の観念は強い自律のコンセプトに属するが、それは①自己決定、②強い合理性、③自己発展という三つの概念によって特徴づけられる。自己決定が真正なものであるためには、人は社会の伝統や習慣に盲目的に従うのではなく、自分自身で生活設計を選択しなければならない。選択は人間の能力を育成し発展する。選択された人生設計が自分の性格や環境に適合的であるかは、過去の伝統や習慣からは明らかではなく、自らが実践することによってしか実証されない。ミルの幸福の観念を前提とすれば、個性は、人間にとっての重要な利益であり、道徳的権利として認められる。〔第二章第二節〕

3. 現代リベラリズムは、社会の多元性を「理に適った多元性」あるいは「道徳的多元性」と特徴づける。この多元性は、病理としてではなく、継続的な自由な制度のもとでの人間理性の活動がもたらす当然の結果として理解される。人間生活の宗教的、哲学的、道徳的あるいは倫理的な側面を規律する諸価値を首尾一貫したかたちで体系するいかなる理論も、それがどんなに理に適ったものであったとしても、正義の原理

を基礎づけるほどに広汎な支持を市民から獲得することはできない。また、人間の有限性を前提とすれば、まったく異なる徳を実現する生き方が社会には多様に存在し、かつ、それぞれの有徳な生き方は、一人の人生のなかでは決して両立したかたちで共存しえない。現代リベラリズムは、このような社会の多元性とどのように向き合うかという観点から、①政治的リベラリズムと②倫理的リベラリズムとに分岐する。「政治的リベラリズムは自らの哲学に対しても寛容の原理を適用」し、正義の原理は、宗教的、哲学的小および道徳的教義から独立した根拠に基づき正当化されねばならないとされる。〔第三章第一節〕

ジョン・ロールズによれば、市民は①「正義感覚」の能力と②善の構想の能力という二つの能力を備え、この能力を実現し行使することに最大の利益を見いだす。この高次の利益の観点から「基本的自由」の内容が特定されることになる。また、それぞれの基本的自由の重要性は、正義感覚の能力と善の構想の能力という二つの道徳的能力の行使とどのような関わり合いを持つのか、あるいは、その行使にとってどれほど必要な手段であるかによって定まる。〔第三章第二節〕

ジョン・ロールズに代表される政治的リベラリズムは、中立性原理、救済の原理、配分の原理を一つの体系的な原理に統合し、その基礎を与える。表現の自由の原理を基礎づけている基本的な利益は、①討議の利益と②表現の利益であり、この二つの利益はそれぞれ、前述の二つの道徳的能力に由来する高次の利益に対応するものである。討議の利益と表現の利益との違いは、適用される領域によって中立性原理、救済の原理、配分の原理についての解釈が異なることを説明する。また、中立性原理と配分の原理との衝突はこの二つの利益の観点から調整されることになる。〔第三章第三節〕

学位論文審査の要旨

主査 教授 中村 睦 男
副査 教授 木下 毅
副査 教授 高見 勝利
副査 教授 常本 照 樹

学位論文題名

リベラリズムと表現の自由

—アメリカ政治哲学の一断面

本論文は、表現の自由に関して、従来の日本の憲法学がアメリカの判例理論に影響をうけつつ、憲法解釈の指針となるべき法的基準やルールの精密化に努力を傾注してきたが、表現の自由の優越的地位の理論が判例理論のなかで定着しなかったという認識に立ちながら、表現の自由の権利構造を明らかにし、それをJ. S. ミルの自由論、そして特にロールズの正義論に基礎づけることによって、原理論と解釈論の架橋となる表現の自由の原理を構築しようとするものである。

第1章「表現の自由」では、まず、表現の自由の実践的課題に意味を与える現実の状況として、①多様性の条件、②処罰可能性の条件、および③緩やかな稀少性の条件（天然資源や社会資源は稀少であるが、社会協働それ自体を不可能にするほど極端に稀少ではないということ）の3点をあげている。そして、過去80年のアメリカ合衆国最高裁判所判例を分析して、本論文は表現の自由の原理として、中立性の原理、救済の原理および配分の原理の3つの原理を導き出している。中立性の原理は表現の自由の原理のうちで最も基本的なもので、中立性の要請は、第1に、規制の目的や手段を問わず、政治的言論の領域に対する政府の干渉を一切排除する不介入の中立性であり、第2に、非政治的言論の領域では言論の内容を理由に政府がその言論を規制することを禁止する目的の中立性である。救済の原理は、受け入れ難い誤謬や偏見を含んだ見解が社会に流布している場合に、他人に対する最低限の尊重と配慮を欠いた表現に対して、「より多くの言論」に訴えることである。より多くの言論の原理は、社会

を支配する資源の緩やかな稀少性の条件によって制約されているので、表現活動を自由に行うためには、一定の時間・空間と表現メディアが確保されていなければならない。配分の原理は、時間・空間や表現メディアを含めた財や資源の配分状態を表現の自由の優越的地位の観点から調整、是正する原理のことをいい、パブリック・フォーラムや反論権、政治資金の規制がこれに当たる。配分の原理は、平等の要請にこたえ、より多くの言論を実際に機能させるために必要な原理であるが、表現の自由の基本的原理である中立性の原理と正面から抵触する点において限定的にしか認められないものである。本論文の立場は、表現の自由に関する合衆国最高裁判例のなかに見いだされる中立性の原理、救済の原理、配分の原理という3つの原理を統合する理論を探求し、これら3つの原理の相克を解消しようとするところにある。

第2章「リベラリズムの伝統」では、まず、中立性の原理の一つの正当化をなすロックの寛容論を取り上げる。ロックの寛容論は、宗教は内面の世界のものだから国家による統制はできないという点で宗教的寛容を正当化するものであるが、権利志向的な表現の自由の正当化として不十分である。ついで、ミルの自由論は、自由の価値を個性の観念に基礎づけ、自己決定、強い合理性、自己発展という観念で表現の自由の価値を基礎づけるのである。

第3章「現代リベラリズム」では、ロールズを中心的に取り上げ、ロールズによると、正義感覚の能力と善の構想の能力という二つの道徳的能力の行使とのかかわりで基本的自由の重要性が定まるとする。そして、表現の自由を基礎づけている基本的な利益として、表現利益、討議利益、情報利益の3つの利益をあげ、このなかで中立性の原理、救済の原理、配分の原理の統合的理解が可能になるとするのである。

以上のような内容の本論文は、エマーソンの表現の自由の一般理論、リベラリズムの自由論を踏まえ、表現の自由の独自の一般理論を構築して、原理論と解釈論を架橋しようと試みた意欲的論文である。表現の自由の原理論の展開は、かなり難解であるが、口述試験では先人の理論や学説、さらに判例理論の理解の正確さは確認できた。本論文の目的とした原理論と解釈論の架橋という点から、次の2点を指摘することができる。第1に、アメリカの表現の自由に関する判例を中立性の原理、救済の原理、配分の原理という3つの原理で総合的に分析する手法は本論文の独創的なもので、アメリカの判例分析のみならず表現の自由の一般理論としても有効である。この点で本論文は憲法学に重要な貢献をなすものとする。第2に、本論文が中立性の原理、救済の原理、配分の原理を統合するために提示した表現利益、討議利益、情報利益の定

式は、なお試論に止まっているとはいえ、表現の自由の保障内容をより客観化する試みとして利益衡量の範疇化への示唆も可能である。審査委員会は本論文が博士（法学）に値するものと判断した。